

2021年5月11日

各位

ダイドーグループホールディングス株式会社

ダイドードリンコ株式会社

在宅勤務（テレワーク）等による出勤者削減に向けた取組み状況について

当社では、新型コロナウイルス感染症拡大防止策の徹底を図るため、政府による緊急事態宣言の発出以降、以下のとおり、出勤者削減の取組みを実施しております。

記

1. 職場での密回避の徹底

(1) 緊急事態宣言対象エリア内

- ・目標出勤率3割以下：可能な限り在宅勤務を優先

(2) 緊急事態宣言対象エリア外

- ・目標出勤率5割以下：業務に支障のない範囲で在宅勤務へ切替
- ダイドービバレッジサービスは、時差出勤等を活用し、可能な範囲で事務所内の密を回避
- 今後、エリア毎に緊急事態宣言が発出された場合も同様の対応とする

2. 移動の自粛

都道府県を跨ぐ移動は自粛（通勤や必要最低限の営業活動を除く）

3. 実施期間

2021年4月25日（日）から当面の間

4. その他

- (1) 出社の場合、20時までには帰宅
- (2) 感染リスクの高い会食等は自粛
- (3) マスク、手洗い等、基本となる感染防止対策を再徹底

以上

*** 本件に関するお問い合わせ先 ***

ダイドードリンコ株式会社 コーポレートコミュニケーション部
〒530-0005 大阪市北区中之島 2-2-7 中之島セントラルタワー18F
TEL : 06-6222-2621